

スタートアップ創出プログラム GTIE GAP ファンド Q&A

作成日：2024 年 12 月 24 日

更新日：2026 年 8 月 24 日

【注】

1) 文中の「ステップ1」「ステップ2」は、それぞれ下記の GTIE GAP ファンドを指します。

- ステップ1：エントリーコース
- ステップ2：エクスプロールコース、海外市場開拓実践コース

2) 質問番号欄のマークは、それぞれ下記の通りです。

- EN=エントリーコースに関する事項
- EX=エクスプロールコースに関する事項
- 共通=エントリーコース、エクスプロールコースに共通の事項

【申請関連】

① 共通	質問	GTIE に参画していない大学等の研究者が、GTIE で実施するスタートアップ創出プログラム「GTIE-GAP ファンド」（以下、「本プログラム」という。）に申請することは可能か。
	回答	申請はできません。研究者が本プログラムに申請するためには、所属機関が GTIE の主幹機関、または SU 創出共同機関として参画している必要があります。
② 共通	質問	起業直後の研究者が本プログラムに申請することは可能か。
	回答	起業後の研究者は、すでに起業の基となった一連のシーズによって本プログラムへ申請することはできません。一方で、当該研究者の起業の基となったシーズとは異なるシーズにより、新たな起業を目指す場合は、申請可能です。ただしその場合は、GTIE の委員会で課題実施の必要性を審査します。
③ 共通	質問	本プログラムの研究開発課題において複数の研究機関による共同研究を実施することは可能か。
	回答	可能です。ただし、本プログラムの予算を共同研究機関で執行する必要がある場合、当該共同研究機関は、JST 基金事業 ¹ のいずれかのプラットフォームに参画している主幹機関もしくは SU 創出共同機関のうち、国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）地方独立行政法人に限られます（GTIE 以外のプラットフォームについては公募要領「2.5.研究開発における共同研究」をご確認ください）複数の機関で共同研究を実施する場合、相手先の研究機関において研究実施責任者（主たる共同研究者）を設定する必要があります（3 機関以上の共同研究についても同様です）特にプラットフォームをまたぐ共同研究を認める場合、事前に関係するプラットフォーム同士で合意することが条件となります。特に、

¹ 対象となるプラットフォームは、HSFC、MASP、GTIE、Tongali、KSAC、PSI、PARKS、TeSH、IJIE の9つ。

		共同研究の成果として創出される知的財産の取扱いについては、スタートアップ創業時の障害とならないよう、関係者間で事前に十分な調整が必要です。
④ 共通	質問	研究開発課題における研究代表者のシーズは、特許出願前の技術でも良いか。
	回答	特許出願前の技術であっても、申請可能です。ただし、スタートアップ創出を目的とする本プログラムの主旨として、できるだけ早急な特許出願、権利化を目指してください。なお、必ずしも特許出願を伴わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。
⑤ 共通	質問	「様式 1：研究開発課題 申請書」に研究代表者が記載すべき項目のうち、「他制度での助成等の有無」には海外機関からの助成等も含めるとあるが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。
	回答	研究開発課題の応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入することになりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。
⑥ 共通	質問	研究開発課題の達成目標やマイルストンの設定にあたり、公募要領に記載されている項目を全て記載しないとイケないのか。
	回答	公募要領「1.3.1 基金事業の特徴」に記載されている各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例は目安となります。設定にあたっては各課題や分野の特性を踏まえつつ、柔軟かつ適切にご検討ください。
⑦ 共通	質問	本プログラムにおいて、社会的な課題を解決するような案件を実施することは可能か。
	回答	大学等発の研究成果等を活用するものであれば、可能です。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等も対象となります。
⑧ 共通	質問	民間企業から大学に転籍した研究者において、大学での発明はないが、過去に行った発明で民間企業が特許を保有する技術シーズのみで申請は可能か。
	回答	申請はできません。
⑨ 共通	質問	対象となる分野に限定はあるか。
	回答	対象分野に制限はありません。
⑩ 共通	質問	過去に採択された研究代表者でも研究開発課題が異なれば同一コースへの応募が可能と考えて問題ないか。
	回答	過去に採択された研究代表者でも研究開発課題が異なればステップ 1 の全てに申請していただくことは可能ですが、明確に前回採択時との差異（シーズ、用途、市場など、およそ事業化にかかる全ての要素について）を示していただく必要があります。GTIE としては一度採択された研究開発課題は、やむを得ない事情により停止しなければならない場合以外は起業まで進めていただくことを想定している為、前回採択課題の事業化も進展している上で、新しい研究開発課題に取り組むことが可能かどうかについて審査することになりますので、この点留意いただく必要があります。

⑪ EX	質問	募集要領（エクスプロール）に2つのコースがあるが、併願は可能か。
	回答	研究及び事業化のステージとしてどちらが適切か検討の上、コースを選択するようにしてください。
⑫ 共通	質問	共同研究という形での応募は可能か。あるいは単独研究者・一つの研究室内での複数研究者での申請は可能か。
	回答	可能ですが、条件があるため募集要領を参照ください。なお、共同研究の場合は「主たる共同研究者」の要件について募集要領をご確認ください。
⑬ 共通	質問	現在、複数の大学発ベンチャーにて事業を行っている（これまで投資は受けていない）。これから新会社を設立したいと考えており、事業検証をしていきたいが、申請は可能か。また、技術シーズは異なるが、一部サービス面を現会社から引き継ぎたいと考えている。この場合、申請は可能か。
	回答	既存企業との関わり方にもよりますが、GTIE-GAP ファンドは起業前の支援プログラムと定義されています。例えば既にスタートアップを立ち上げている場合、全く別のシーズを活用したスタートアップを立ち上げていただくことが前提となります。表面上、その条件が満たされていたとしても、経営者陣が同じ、或いは既存スタートアップとの関連度合が強いといった場合などは、支援対象とすることが難しい場合もあるため、現状を精査した上で対応することになります。 起業支援人材、もしくは事業化推進機関（ステップ 2 申請の場合）と相談の上、既存のスタートアップとは別であるということを対外的に明示できるような申請とすべきです。
⑭ 共通	質問	様式 1「研究開発課題の概要」に記載されている発明（周辺特許含む）について、研究代表者が所属する研究機関等以外の外部機関が出願人等の権利者に含まれている場合、様式 2「知的財産確認書」は該当する外部機関が作成するのか。
	回答	様式 2「知的財産確認書」は、研究代表者が所属する研究機関等の知財担当部署等が作成する様式となっております。作成する際に、様式 1 に記載された発明（周辺特許含む）、または、採択後に研究開発課題の実施期間中に創出された発明について、外部機関を含む技術シーズの発明者、出願人等の権利関係者すべてが同意していることの調査・確認を当該知財担当部署等において実施してください。

【研究代表者について】

① 共通	質問	研究開発課題の研究代表者となれる立場は何か？
	回答	各機関に所属し、各機関において研究開発を実施する体制を取ることが条件になるので、一般的には各機関において雇用されていることが前提となります（学生は除く）。ただし、職名・職種やそれに伴う職務内容・権利・義務は各機関において様々であり、GTIE から一律にお示しできるものではないことから、競争的研究費や外部資金の応募資格付与に係る規程等に基づいて応募資格を各機関において判断していただくこととなります。
② 共通	質問	学生は研究開発課題の研究代表者となれるか。
	回答	修士課程、博士課程の学生は研究代表者となることが可能です。また、6 年制課程の学部

		等の 5 年生・6 年生のうち、研究室に配属されている学生は研究代表者となることが可能です。学部生は研究代表者となれません。 <u>ただし、学生が研究代表者となる場合には JST により支給される研究費に制限が設けられており、実質的に学生が研究代表者となって応募できるのは、エントリーコース（ステップ1）のみとなっておりますので、ご注意ください。</u> なお、学生が研究代表者となる場合、指導教員がいる研究室に配属されている必要があります。また、学生の卒業に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できることが必要です（なお、研究代表者の交代は原則として不可です）。あわせて、学生が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書（学生様式）の提出が必要となります。
③ 共通	質問	すでにスタートアップを設立した研究者は、研究開発課題の研究代表者となれるか。
	回答	すでに立ち上げたスタートアップのシーズとは異なるシーズを核とした新たなスタートアップの創出を目指す場合は可能です。GTIE で実施する研究開発課題の選考において、理由の妥当性を確認することとなります。なお、すでに起業したスタートアップ等への技術移転が目的の場合、本プログラムの趣旨と異なることから、研究代表者となれません。
④ 共通	質問	民間企業から大学に転籍した研究者が、過去の自身の発明で当該企業が原権利を保有する特許をもとに研究代表者として申請することは可能か。
	回答	大学が有するシーズではないことから、申請はできません。
⑤ 共通	質問	研究生は学生に該当するか。
	回答	正規の学生ではないため、該当しません。
⑥ 共通	質問	客員研究員の申請は可能か。
	回答	大学との雇用関係がない場合は、GTIE 参画大学の所属とならないため、申請はできません。
⑦ 共通	質問	いわゆる「博士研究員」は研究代表者となれるか。 ※博士研究員について ・所属長指導のもと、研究設備も利用でき、研究を行うことが可能 ・雇用関係はないが、年間数万円支払えば大学の講座に所属することが可能 ・研究費についても所属長監督のもの使用可能
	回答	①学生としての応募 「博士研究員」は規程によると、既に博士の学位を取得している者とされており、修士課程・博士課程に所属する学生、または 6 年制課程の学部等の 5～6 年生に相当するとは考えられないため、学生として応募はできません。 ②研究者としての応募 雇用関係がない場合は原則応募はできません。 上記を前提として、所属機関の競争的研究費や外部資金の応募資格付与に係る規程等に基づいて応募資格を判断していただくこととなります。
⑧	質問	ある研究者が他大学（GTIE 参画大学）との共同研究者として申請する案件と、研究代

共通		表者として申請する案件がある。シーズやテーマが違い、エフォートの確保も可能であるが、申請は可能か。
	回答	明確に区分けすることが可能なのであれば、申請はできないことはありませんが、区分けが妥当なものであるかについて、十分留意いただく必要があります。

【事業化推進機関について】

注：

ステップ1については、申請時点での事業化推進機関の参加は任意です。

ステップ2については、事業化推進機関と研究代表者の共同応募となります。

① 共通	質問	事業化推進機関は、育成したスタートアップに対する投資の責任を負うか。
	回答	投資をしなければいけないという責任はありません。ただし、設立したスタートアップへ民間資金を呼び込むことは本プログラムの重要な目的の一つであり、事業化推進機関自らも含めた民間投資の呼び込みを積極的に行ってください。
② 共通	質問	事業化推進機関は、育成したスタートアップへの投資比率が制限されているのか。
	回答	特に制限はありません。ただし、他の機関の投資機会の担保（投資機会の公平性の担保）や、株式出資をする場合に株価等の交渉において一方的な条件を強制しない旨等を含め、事業化推進機関と大学等の間で何らかの覚書・協定書等を締結することを推奨します。
③ EX	質問	複数の事業化推進機関が研究開発課題に携わることは可能か。
	回答	複数の事業化推進機関が連携して、事業化推進を行うことも可能です。その場合は、事業開発全体の責任を負う機関を代表事業化推進機関、それ以外の機関を主たる共同事業化推進機関として、申請書を提出してください。
④ EX	質問	事業会社が事業化推進機関になり、事業化推進機関と研究者が共同で全くの新しい事業を立ち上げる場合は申請可能か。
	回答	新規スタートアップでの事業化を目指すのであれば応募可能です。但し、本事業はスタートアップ・エコシステムの創出に資するという観点から、特定の事業会社の子会社創業を期待するものではありません。また、事業化推進機関は自らが投資機能を有し業として投資を行っている会社（ベンチャー・キャピタル等）であるのが望ましいと考えます。GTIE においては、事業化推進機関となり得る機関のリストを提供していますのでご確認ください、研究代表者からコンタクトを取りたい機関がございましたら GTIE 東京科学大学事務局までご連絡ください。 (GTIE 事業化推進機関候補について) https://gtie.jp/gap-fund/explore-fund/2024-1/
⑤ EX	質問	事業化推進機関として参画することを検討しているが、設立して1～2年しか経っておらず、直近3期分の決算報告書（又は有価証券報告書）や納税証明書が揃わない場合はどうするのか。
	回答	公募要領に記載のとおり、この場合や、会社設立後全ての決算報告書（又は有価証券報告書）、及びこれまでに経常利益がマイナスとなった期が1期でもある場合には会

		社設立後全ての納税証明書を提出してください。創業年度にあたり、決算期を一度も迎えていない場合、決算報告を代替する資料として残高試算表を提出してください。
⑥ EX	質問	事業化推進機関は、JST 認定の事業プロモーターでも差支えないか。
	回答	事業化推進機関の要件を満たす場合は、申請可能です。JST 認定の事業プロモーターは、GTIE-GAP ファンドが求める事業化推進機関としての機能を実践している機関であるため、候補となることとして考えて差支えはございません。
⑦ EX	質問	事業化推進機関がリード VC でない場合、審査の際に不利となることはないか。
	回答	採択された研究課題が起業し資金調達にあたっては、当該事業化推進機関には主導的な役割は担ってもらいますが、当該事業化推進機関からの投資は必須ではありません。事業化推進機関がリード VC ではないことのみをもって審査の際に不利になることはありませんが、事業化推進機関に求められるスタートアップに対する投資を呼び込む力があるかないかは事業化推進機関として適切かどうかの判断基準とはなりません。

【起業関連】

① 共通	質問	研究開発課題の研究代表者が支援期間中に起業した場合、支援終了となるのか。
	回答	支援を終了せず、継続することが可能です。本プログラムの主旨から、スタートアップ成長のために十分な民間資金の調達が支援終了の要件となることを想定しています。ただし、起業後も支援が必要か否かは、GTIE 内の審査及び JST での確認を要しますので、必ずしも起業後の支援が可能であることを保証するものではありません。研究開発期間中に起業を想定することとなりそうな場合には、相当程度前に起業支援人材を通して各機関 GTIE 事務局に問い合わせてください。
② 共通	質問	創出を目指すスタートアップは国内で起業せず、直接海外で起業することを目指しても良いか。
	回答	事業構想上、合理的な理由があれば当初から海外での起業を目指すことも可能です。基金事業の目指す姿として掲げる大学等発 SU の継続的な創出を支えるエコシステムの構築のため、GTIE および大学等への還元を十分配慮の上、起業を目指してください。
③ 共通	質問	研究者が経営者候補人材となり、将来起業することは可能か。
	回答	大学等が定める利益相反規定等の範囲内で可能です。
④ 共通	質問	審査途中（採択される前）に起業した場合、審査はどうなるのか。
	回答	支援対象外となるため、審査は行いません。
⑤ 共通	質問	起業する際の法人形態に制約はあるか。
	回答	厳密な制約はないものの、海外展開も視野に入れたビジネスを展開するという趣旨に鑑み、適切な法人格をもって設立をお願いします。

【特許関連】

① 共通	質問	研究開発課題の実施中に発明した特許の帰属はどうなるか。
	回答	産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守す

		ること等を条件として、研究機関に帰属します。
② 共通	質問	研究開発課題で対象とするシーズとして、本プログラムの活動に参画しない出願人等が含まれるシーズ（共同出願特許）を用いることは可能か。
	回答	可能ですが、事業化に妨げが無いことが前提です。事業化に対し共願人の確実な了解をとっていること等、GTIE での審査において確認します。
③ 共通	質問	特許・ソフトウェア等を保有しておらず、今後の取得予定もないが申請は可能か。
	回答	申請は可能ですが、事業戦略上、特許等を保有せず起業を目指す場合、合理的な理由を申請書で明確に提示してください。

【採択後の研究開発課題の推進について】

① EX	質問	エクスプローラコース（ステップ2）の研究開発課題において、事業化推進機関との意見が一致しないため大学等の研究代表者だけで課題を継続することは可能か。
	回答	継続できません。エクスプローラコース（ステップ2）の研究開発課題においては、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとで一体的に研究開発課題を推進することが不可欠です。
② EX	質問	エクスプローラコース（ステップ2）の研究開発課題において、事業化推進機関の事業開発が満足な水準ではないため、大学等の研究代表者が事業開発を行うことは可能か。
	回答	エクスプローラコース（ステップ2）の研究開発課題においては、事業開発は事業化推進機関の役割となっており、研究代表者本人が単独で事業開発を実施することは認められません。事業化推進機関との協議によって解決を図ってください。なお、トラブルを未然に防ぐため、事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを明確に設定し、研究開発課題のメンバー同士で各項目の進捗を可視化、共有化することを推奨します。
③ EX	質問	スタートアップを前倒しで設立した場合は即座に終了するのか。
	回答	当初予定の研究開発期間内に早期にスタートアップを設立した場合においても、研究開発等の支援が必要となる場合、支援を継続することが可能です。ただし、研究開発費の支援にあたっては GTIE 内の審査及び JST での確認を要しますので、必ずしも起業後の支援が可能であることを保証するものではありません。研究開発期間中に起業を想定することとなりそうな場合には、相当程度前に起業支援人材を通して各機関 GTIE 事務局に問い合わせてください。

【その他事項について】

① 共通	質問	経営者候補人材が兼務として本公募プログラムに参加することはできるか。また、出来る場合、参画にあたって必要最低限として求められるエフォートの基準などはあるか。
	回答	兼務での参加は可能です。兼務に当たっては、兼務先の就業規定等に反しないようご確認ください。また、参画にあたってのエフォートの基準はありませんが、経営者候補人材には積極的な関与を期待します。
② EX	質問	事業化推進機関の代表（担当）者が経営者候補を担ってもよいか。もしくは、事業化推進機関から経営者候補を出してもよいか。

	回答	正当な理由と妥当性があり、事業開発のために必要なエフォートを確保できるのであれば事業化推進機関から経営者候補人材を出すことは可能です。ただし、事業化推進機関の代表（担当）者が経営者候補となった場合、人件費を支出することは出来ませんので、ご注意ください。
③ 共通	質問	申請時に英語対応はしてもらえるのか。
	回答	英語の申請書フォーマットはありませんが、英語で記載された申請書も受付は可能です。ただし、採択された場合において、JST との契約に基づいて予算執行や関係書類の作成・提出が義務付けられますが、現状において日本語のみの対応となっているので採択後を見据えて応募することが必要です。
④ 共通	質問	申請書あるいは成果報告において記載する企業名は、匿名でも差支えないか（顧客ニーズを探るため特定の企業と話すことも想定されるが、申請書または成果報告において公開できないケースがあるため）。
	回答	企業名の記載は必須ではないが、具体的に企業と話をしているという内容を記載することが望ましいです。また、成果報告については、取組内容を記載し提出するという趣旨のもののため、具体性があることが望ましいです。
⑤ 共通	質問	申請状況等により、新規採択予定件数を調整する予定はあるか。
	回答	申請件数そのものではなく、研究課題の内容としての状況如何によって採択予定数と実際の採択数が前後することはありえます。
⑥ 共通	質問	面接審査はオンラインか、対面か。
	回答	エントリーコースはオンラインでの実施、エクスプロールコースは対面での実施を予定しています。
⑦ 共通	質問	面接審査で主にプレゼンテーションを実施するのは誰か。
	回答	エントリーコース（ステップ1）は研究代表者、エクスプロールコース（ステップ2）は事業化推進機関を想定しています。なお、エクスプロールコースの面接審査に関して、技術シーズについての説明や質疑応答などに関しては、研究代表者による対応も可能です。
⑧ 共通	質問	申請書作成の段階で、プログラム実施期間中の起業予定に関して記載することは差支えないか。
	回答	そもそも起業することを前提に申請していただくことになっており、申請書にも、設立予定時期を記載する項目があります。したがって、その起業がプログラム実施期間中であっても差し支えありません。ただし、起業後の研究開発費の支援にあたっては GTIE 内の審査及び JST での確認を要しますので、必ずしも起業後の支援が可能であることを保証するものではありません。研究開発期間中に起業を想定することとなりそうな場合には、相当程度前に起業支援人材を通して各機関 GTIE 事務局に問い合わせてください。
⑨ 共通	質問	起業支援人材に関する相談窓口を教えてください。
	回答	公募要領に記載のある各大学の受付担当部署にお問い合わせください。
⑩ 共通	質問	起業支援人材が経営者候補人材となることは可能か。
	回答	想定はされますが、プログラムの実施期間中は、各機関全般の起業支援人材として活動することを前提に雇用等されていると思いますのでご注意ください。

⑪ 共通	質問	特許出願準備中の為、申請書への具体的な内容について記載する事は避けたいが、申請書において特許出願に関する記載のガイドラインはあるか。審査にあたり、どの程度まで記載が必要か、ガイドライン等があれば教えてほしい。
	回答	特許出願について、「ガイドライン等」の定めについては、設けられていません。申請書の記載については、「競合技術との差別化、優位性の担保」等の観点から、可能な範囲において記入をお願いします。
⑫ 共通	質問	DemoDay はクローズド形式か。
	回答	DemoDay は、国内外V Cや事業会社に対するP Rの機会であるため、オープンで実施する予定です。
⑬ 共通	質問	DemoDay の際にも、具体的な企業名を出せないケースが想定されるが、内容的に薄いという印象を与える事になることを懸念している。この点は考慮してもらえるのか。
	回答	開催日時時点で公開可能な情報をご提示ください。ただし、DemoDay は、投資を募る等の目的で、事業会社・V C等に対するP Rの場である為、具体的に公表できる内容については、盛り込む事が望ましいです。

【経費執行関連】

① 共通	質問	経営者候補人材の人件費を支出することはできるか。
	回答	大学等の規定に従い、人件費または謝金等として支出することが可能です。
② 共通	質問	ソフトウェア等の作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能か。
	回答	研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。研究開発マイルストンの達成に向けて必要な活動である各種データの取得、試作品の製作等については、外部専門機関等の活用により、より効果的に進むことも想定されることから、外部専門機関等を効果的・積極的に活用することを推奨します。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、認められません。
③ EX	質問	特許経費を研究開発費（直接経費）から支出できるか。
	回答	調査費用等の支出は可能ですが、申請にかかる費用は研究開発費（直接経費）からの支出は認められません。ただし、特許関連経費について大学等から支援する仕組みがございます。採択された研究開発課題から創出された特許の申請費用の支援を希望される場合は、起業支援人材にご相談ください。
④ EX	質問	ステップ 2 の予算は、事業化推進機関への支払額として経費計上できるか。
	回答	事業化推進機関の活動経費として、大学等の技術シーズを事業化するために必要な分析・調査等の総合的なマネジメントを行うために必要な経費や、市場調査やコンサルティングの外注等に必要な経費を研究開発費（直接経費）から支出することが可能です（利益排除は必要）。なお、あくまで業務遂行にかかる経費であって、事業化推進を担っていただくことへの対価・報酬として、研究開発費から事業化推進機関へお支払いすることはできません。
⑤ EX	質問	GTIE 採択案件と研究室で独自に行っている研究成果を併せて、特許化する為の費用は支援対象になるか。
	回答	支援対象となるケースもあります。スタートアップ創出に向けて進めていただく研究開発課題

		から新しく出てくる発明や、既に権利化もしくは申請されている特許について、スタートアップ創出に必要であると認められる場合は、PCT 出願費用として対象になるケースもあります。ただし、本項③に記載のとおり特許関連経費については、研究開発費からの支出は認められておらず、プログラム推進費から支出することとされています。
⑥ 共通	質問	費目間の流用ではなく、同じ費目内で使途を変えるのはどの程度認められるか。
	回答	当初の研究計画・目的を達成できる範囲においては、使途の変更は可能です。なお、JST の事務処理説明書等で定められている費目間の流用制限を超える場合は、起業支援人材を通して必要な手続きを取っていただく必要があります (参考：令和8年度委託研究事務処理説明書) https://www.jst.go.jp/contract/download/2026/2026a301manua.pdf
⑦ 共通	質問	予算の内訳について、支援金額の中に間接経費も含まれるのか。
	回答	間接経費は含まれず、応募の際に作成する予算計画については直接経費のみとなります。採択された際には、別途間接経費（30%）が各機関に措置されます。
⑧ 共通	質問	謝金の上限はあるのか。
	回答	各機関の規程により執行することとなりますので、各機関の事務局等にご確認をお願いします。
⑨ 共通	質問	経営者候補人材に謝金支払をする際の規程について、教えてほしい（研究費総額に占める割合について等、上限の設定はあるのか）。
	回答	研究費総額に占める割合などに上限はありませんが、各機関の規程に基づき判断いただき、常識的な範囲での支出をお願いします。なお、採択時の研究計画書において、謝金に限らず偏った予算計上されている場合には JST に説明を求められる場合があります。